

地域密着型サービス事業所の指定更新について

新潟市地域密着型サービス運営委員会付議基準に基づき、指定更新を行った事業所について下記のとおり報告します。

なお、下記事業所については、介護保険法第70条の2に基づき、「指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」ものとして、前回報告(令和4年4月21日)以後に指定更新の決定を行ったものです。

指定更新年月日	サービス名	事業所名	法人名	事業所所在地	定員
令和4年5月1日	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 縁結びの館・岩田家	社会福祉法人新潟南福社会	西蒲区馬堀5887番地1	29人